

交通遺児育成助成金の支給について

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会では、父母等が交通事故により死亡し、又は心身に著しい障害がある状態となった場合において、その遺児等の保護者に対して交通遺児育成助成金を支給しています。

1 交通遺児育成助成金の支給を受けることができる方

さいたま市内に住所を有し、小学校及び中学校の入学、中学校を卒業する遺児等の保護者(遺児等の親権者又はこれに準じる者で当該遺児を現に監護するもの)で、次のいずれかに該当する方です。

- (1)交通事故により両親又はそのいずれかが死亡した遺児等の保護者
- (2)交通事故により両親又はそのいずれかが心身に著しい障害がある状態(自動車損害賠償保障法施行令別表中障害の程度が3級以上の状態)になった遺児等の保護者

2 支給金額

| 種 別 | 助成金額 | |
|------------|------------|----------|
| | 遺児等の小学校入学時 | 30,000円 |
| 遺児等の中学校入学時 | 40,000円 | |
| 卒業祝金 | 遺児等の中学校卒業時 | 100,000円 |

3 申請手続き

支給を希望する場合は、期日までに申請書類を社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会地域福祉課に提出していただきます。

年度ごとの手続きのご案内は、本会ホームページに1月頃に掲載します。
(URL) <https://www.saitamashi-shakyo.jp/service/kotsuijikuuseijyoseikin/>

4 問い合わせ先

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉係

住所 〒330-0061 さいたま市浦和区常盤9-30-22 浦和ふれあい館

電話 048-834-3133 / FAX 048-835-1222

